研究 No. 9018

住宅総合研究財団
研究年報 No. 18 1991

東京市社会局調査の研究（梗概）

佐藤　健二

1．調査研究のねらい

本研究の目的は，東京市社会局がおこなった調査実践の全体像を明らかにすることにある。

東京市社会局は，大正8(1919)年の末に東京市に設置された組織で，昭和14(1939)年に厚生局に改組されるまでのあいだ，都市社会問題に関するさまざまな調査をおこなっている。これらの調査は，近代日本における社会調査の歴史にとって，資料的にも重要な一部分を形成する。

都市下層の実態にせまるこれらの記録が，いかなる問題意識と方法論のもとで生み出されたのか。日本の社会科学における社会調査の歴史が，横山源之助『日本の下層社会』(1899)に象徴される，下層社会の生態の把握にはじまったことを考えあわせるとき，こうした問いかけがもつ意味は大きい。しかしながら，これまで東京市社会局がおこなってきた調査について検討を加えたものは少ない。公刊されたものとしては，中川清『日本の都市下層』(勁草書房，1985)での研究をはじめとして，ほんのいくつかが目につくにすぎない。そのほかこの調査群に言及している研究はないわけではない。しかし多くは，それぞれの個別的なテーマ研究のなかでの社会局調査資料の利用であるため，社会局調査そのものの全体像を押さえることには，副次的な位置づけしかあたえられていない。

なぜ，社会局調査が総体として問われていないのか。その理由のもっとも大きなひとつは，東京市社会局がおこなってきた具体的な調査の全体が押さえられていないからである。さらにいえば，そうした全体像をうかがわせるような，基礎資料集成がいまだなされていないことに求められるであろう。

それゆえ，まず本研究においては，共通の資料基盤をつくることを重要な第1歩と考えた。すなわち，東京市社会局がおこなった調査実践のすべてを洗い出し，リストアップしてみること。そしてそのそれぞれの調査実践がどのようなものであったかに関する情報を集大成してみること。報告書などの形で残されている調査結果についての情報も，とうぜんながらこのなかに含まれる。これらを後の利用のためにも，できるかぎり利用しやすい形態で一覧できるように集大成してみること。これらが，本研究のさしあたりの目的として掲げられたのである。

2．東京市社会局の誕生

東京市社会局が，どのようにして誕生したのか。基本的な概観を得ておこう。

まず，この組織が設置されたのは，大正8(1919)年12月であった。第1回年報によると，社会局設置の背景として，つぎのような社会情勢が挙げられている。

「本市は，従来養育院，施療病院，職業紹介所，衛生試験所，消毒所など社会的施設を設け，各種の社会事業を行い来たりしが，欧州戦乱の勃発とともに，社会の状況とみに変調を呈し，物価はしきりに高騰し，生計費の膨張にともない，市民生活の威迫を感ずることはなはだしく，くわうるに外来思想の瀰漫は，いちじるしく民心の動揺を誘致し，さらに労資間の葛藤頻発するなど，社会的案件日に多きを加え来たりたるにより，本市は特に社会事業のために機関を設くるの必要を生ずるにいたれり」【年報［1回：1］】

その直接のきっかけとなったのが，米騒動である。大正7(1918)年8月，米価が高騰したとき「民心の不安を緩和せんため」に，東京市は東京府と協力して白米の廉価販売をはじめる。8月15日には，天皇の内帑金(ないどきん)72,325円が宮内省より市に下賜されそれをもとに，9月10日まで数回にわたって廉売・施米を実施したという。さらに民間においても，有志によって東京臨時救済会が設置され，東京市に対し，前後2回にわたり400,000円ずつの助成金を交付している。市はそれに対し「日用品販売市場」および「軽便食堂」の設置を計画し，12月21日に市参事会に提案するが，決定をみるにいたらない。こえて大正8年7月2日，市会において「社会政策急施に関する建議」が出され，即日可決される。

「物価暴騰による日常生活の不安を緩和し，衣食住に関する市民共同生活の安寧幸福をはかり，社会の健全なる発達を期するため，市理事者はすみやかに日用品販売の公設市場，公設貸家，簡易食堂，児童受托所その他都市社会政策の方針を確立し，これが施設を急施せられんことを望む」【年報［1回：3］】

市理事者は市参事会や市会の議決を経ずして，ただちに日用品小売市場および軽便食堂を開設する。その経費を前述の東京臨時救済会からの助成金より出す。これが社会局設置に直接むすびつく，都市社会政策実施の第1歩であった。

もちろん，東京市はそれまでにも，いくつかの社会事業をおこなってきている。感化教育に関しては市参与を置き，養育院という施設を設けているし，職業紹介・診療施薬などに関しては庶務課がこれを担当してきた。しかし「時勢の要求はとうていこれをもって満足するあたわず，ついに大正8年10月，社会局設置の建議は市会に提出せらるるの機運に会せり」と年報は書く。

「時代の要求により，都市社会政策に関する施設，日にますます繁劇を加うる時にあたり，庶務課においてこれを管掌するは，時勢におくるるの不便あり。よってすみやかに社会局を新設し，遺憾なく都市社会政策を実行せんことを希望す」【年報［1回：4］】

この建議にもとづき，大正8年12月，市訓令甲26号をもって，社会局庶務規程が設定され，組織の大綱が定められる。そして養育院に属する社会事業と，消毒所その他衛生課に属する事業をのぞき，すべての社会事業関連の政策を管掌する部局として，社会局が設置されたのである。

社会事業に関する予算は，一般市会計から独立した特別会計として編成された。予算規模は大正9年度において，388,660円。大正10年度においては，2,236,031円である。これに加えて事業拡張のための追加予算があり，大正9年度に関しては，848,880円。大正10年度に関しては，3,029,766円となっている。なお第1回年報によれば，追加予算の財源として「特別消費税」という名の一種の遊興税が立案され，実施されている。この税の内容は，「市内において芸妓，娼妓，幇間，遊芸稼ぎ人その他これに類する者を招致して金員を消費した者に対し，これを賦課する」とあり，一人1回あたり3円以上を消費した分にかけられた税であった，という。税率は，消費金額の10％を上限として毎年度市会の議決を経てその賦課率を定めることになっている。ちなみに大正9年度については4％とされた。この財源との制度的対応がどこまでつづいたかについても未調査だが，第2回年報からは遊興税についての記事は載せられていない。

組織の大きな変遷については，本報告書の東京市および東京府社会局の機構の変遷図（大串夏身・作成）にまとめられている。

3．基礎資料集成の方法

さて，それではどのようにして，社会局の調査実践の全体を洗い出すことができるであろうか。考えられるいくつかのアプローチと，その問題点を検討し，本研究報告書がとった方法について述べておこう。

3.1　報告書からのアプローチ

まず，第1に「調査報告書」からのアプローチが考えられる。すなわち，成果として印刷に付された「調査報告書」を探しだし，リストをつくるとともに内容を検討し，そこから社会局の調査実践にせまるというやりかたである。

このアプローチにおいて，最初の1歩となりうるのはさまざまな機関（図書館など）に所蔵されている，東京市社会局刊行の文献リストの作成である。しかしながら現状は，刊行された調査報告書の文献リストすら，これまで網羅的な形ではまとめられていないという状況にある。わずかに，トヨタ財団の助成を受けてまとめた研究グループの報告書の付録として掲げられているものが，もっとも詳細なものとしてあるていどであろう。

文献リストの作成は，基本的な第1歩として重要なものであるが，2つの意味において，われわれの目的からすれば不十分なものであるといわざるを得ない。

① 文献リスト形式の資料集成がもつ，基本的な限界があるということ。とりわけ，現在のような研究段階においては，という限定をつけてもよいだろう。

文献リスト形式の資料集成がどのような点で限界をもつか。現実の作業手順にそって考えてみよう。

まず東京市社会局名で刊行されたすべてをさまざまな目録からピックアップし，現物を多く所蔵してあるところを中心に検討する。そこからはじめて，最終的には「調査」の名に値するものだけを残してリスト化してゆくことになる。そこで，ひとつの解決すべき問題があらわれる。すなわち，公刊調査報告書と，個々の施設や制度利用のために刊行されたパンフレットや一覧・要覧類，また年報や季報・時報類などの刊行書の，どの単位に基礎をおいて「調査実践」としてとらえてゆくかという問題がすぐにあらわれるのである。

そうした問題は，見かけほど簡単ではない。「調査」として残すものについての判断規準が研究者の問題関心によって異なる可能性がかなり高い。もちろん，あえていうならば相違そのものは問題ではないだろう。しかし資料作成者と利用者との判断の相違が生まれたばあい，すぐにリストそのものが意味を失うような事態そのものは避けられねばならない。文献リスト形式の資料集成の問題点もそこにある。すなわち，発生しやすいそうした見解の相違に対して，文献リスト形式の資料集成では，判断規準そのものを検討しようとしたばあいに，それ以上役に立たないことが多いのである。なぜならば，内容的な情報のほとんどを欠落させているからである。それゆえ，単なる社会局刊行書の文献目録では，現在の研究水

準を少なくともあともどりさせないための基礎的な集成という目的からすると，不十分であろうといわざるをえない。すなわち，書誌的記述をもう1歩深めた形が望まれるということになろう。

② さらに刊行された調査報告書の文献リストという形式においては，調査報告書にまでまとめられなかった調査実践が漏れてしまう可能性が高いということ。

刊行は調査実践のプロセスからいえば，最終段階にあたるものである。現実には問題意識の発生から，予備的な資料調査の段階，また現実の実地調査などを経て，データの整理や分析などのプロセスのあとに，報告書がつくられ，印刷に付される。こうした調査実践のプロセスの全体を視野にいれたばあい，最終段階でのみ調査をとらえてリストを作成することは，部分的な性格を帯びざるを得ないであろう。刊行されたものの文献リストという形式の資料集成は，その点からみても不十分であるといわざるを得ない。

3.2 年報からのアプローチ

第2に，社会局がその年度ごとの活動報告として出している『東京市社会局年報』からのアプローチが考えられる。

年報は，東京史社会局が設立された翌年にあたる大正9年度から，昭和12年度まで，全体として18冊発行された。年報には，活動報告のひとつの分類として「調査事項」「調査事務」「調査事業」「社会事業調査」「調査報告」といった分野が設けられ，その年度の社会調査関係の活動について述べられている。この情報をもとにして，社会局の調査を洗い出し，その実践にせまることが可能である。

具体的には，**表1**に掲げたように，18冊の年報にはのべ290の調査が挙げられている。

この方法の利点は，何よりも前述の欠点のひとつ，すなわち報告書としてはまとめられなかった調査に対してもアプローチできる点にある。とりわけ，ほぼ半分にあたる第9回（昭和3年度）までに関しては，かなりの調査について，調査の梗概が記されており，調査実践の内容をうかがわせる情報が含まれている。

ただし，2つほどの問題点がある。

① ひとつは重複の問題である。すなわち，290の調査は「のべ数」であり，年度をまたがって継続している調査については，資料の性格上当然のことながら重複して記載されている。われわれの資料集成の目的からすれば，これらの同一性・相違の識別をおこなわなければならない。それも個々の調査実践の内容にそくして，であるけれども，なかには調査の題名しかないばあい，内容はほとんど同じと考えられるのに，記載内容の調査の日付が異なっているばあいなど，判断に迷うケースも含まれている。

表1 年報における調査記事

第1回	（大正9年度）	0
第2回	（大正10年度）	30
第3回	（大正11年度）	19
第4回	（大正12年度）	8
第5回	（大正13年度）	9
第6回	（大正14年度）	15
第7回	（大正15年度）	10
第8回	（昭和2年度）	12
第9回	（昭和3年度）	12
第10回	（昭和4年度）	9
第11回	（昭和5年度）	14
第12回	（昭和6年度）	18
第13回	（昭和7年度）	18
第14回	（昭和8年度）	12
第15回	（昭和9年度）	20
第16回	（昭和10年度）	25
第17回	（昭和11年度）	34
第18回	（昭和12年度）	25
計		290

② もうひとつは，後半部分における情報不足の問題である。つまり昭和4年度以降の調査については，調査の題名しか挙げられていない。それも必ずしも統一して部局内外で用いられた題名かどうか。通称に近いものを感じさせるケースも多い。それゆえ，前述の同一性・相違の識別において，単なる文献リスト形式と同じ困難が，とりわけ昭和4年度以降についてはあり，その内容的な情報については他の資料から補ってゆく必要もあるのである。

しかし上述の問題点を含む資料とはいえ，基本的には無視できないデータ・ソースであることはまちがいない。

3.3 季報・時報からのアプローチ

第3に，季報・時報に載せられた調査報告や調査に関する活動報告からのアプローチが考えられる。

季報・時報は，年報とは別に発行されていた活動報告であり，事業概況のなかの「社会事業調査」の欄で，調査の梗概や進捗状況が紹介され，また「研究調査」「調査概要」「資料」などという形で，具体的な調査内容の報告が載せられている。季報は4冊，時報は全体として40冊，計44冊が刊行されている。季報は昭和3年度に入ってから年4回のペースで刊行されており，昭和4年度からの時報にバトンタッチしている。年報との期間名目上の対応は，**表2**に掲げたとおりである。この対応をみると，すでに指摘した年報における昭和4年度からの調査関係記載の簡略化は，季報・時報の発行と関係があると考えられる。その点でも，年報の記載不足を補う資料として，利用すべきものであろう。

季報・時報からのアプローチに含まれる問題点のひと

表2　年報と季報・時報の時期的な対応

年　度	年　報	季　報・時　報
昭和3年度	第9回	季報/第1号(3年 4-6月) 第2号(3年 7-9月) 第3号(3年 10-12月) 第4号(4年 1-3月)
昭和4年度	第10回	時報/第1号(4年 4-6月) 第2号(4年 7-9月) 第3号(4年 10-12月) 第4号(5年 1-3月)
昭和5年度	第11回	時報/第5号(5年 4-6月) 第6号(5年 7-9月) 第7号(5年 10-12月) 第8号(6年 1-3月)
昭和6年度	第12回	時報/第9回(6年 4-6月) 第10号(6年 7-9月) 第11号(6年 10-12月) 第12号(7年 1-3月)
昭和7年度	第13回	時報/第13号(7年 4-6月) 第14号(7年 7-9月) 第15号(7年 10-12月) 第16号(8年 1-3月)
昭和8年度	第14回	時報/8年5月号 8年6月号 8年7月号 8年8月号 8年9月号 8年10月号 8年11月号 8年12月号 9年1月号 9年2月号 9年3・4月号
昭和9年度	第15回	時報/9年10・11・12月号 10年1・2・3月号
昭和10年度	第16回	時報/10年4・5・6月号 10年7・8・9月号 10年10・11・12月号 11年1・2・3月号
昭和11年度	第17回	時報/11年4・5・6月号 11年7・8・9月号 11年10・11・12月号 12年1・2・3月号
昭和12年度 (昭和13年度を含む)	第18回	時報/12年4・5・6月号 12年7・8・9・11・12月号 13年1・2・4・5・6月号

つは，年報のばあいと同じく，重複の問題である。すなわち，しばしば簡略に名称しか記されていない調査どうしの，同一性の確認や差異の弁別の問題である。どちらにせよ機械的な列挙だけでは解決できず，内容にわたる記載情報の判断が必要になることはいうまでもない。

なお，最後の時報となった昭和13年1-6月号には，昭和13年4月から6月までの活動情報を含む「本局重要日誌」という欄があり，予算上決定した昭和13年度分の調査についての情報が載せられている。これも，時期的に昭和12年度までの情報しか載せられていない年報を補うものといえよう。

3.4　角田順作成の目録

もうひとつ，本研究で参照した資料がある。昭和12年に，調査局の角田順によってまとめられた「本局調査掛施行調査総目次」である。

これは大正9年度から昭和10年度にいたる16年間について，社会局の調査掛が施行した調査をリストアップしたものである。昭和11年度と昭和12年度についての情報を欠くという点で，全体をおおったものではない。さらに年報や季報・時報類と比較してみると，挙げられていない調査もあるという点で，調査の規準について疑念がないわけではない。しかし実地調査と文献調査や翻訳の調査を区別し，また「小額給料者失業応急事業」による調査には，その印を，また公刊して関係機関に寄贈配布したものには，＊印をつけて記載した，かなり徹底したリストアップである。

おそらく年報・時報等の資料源にもとづきながら，同局に残されている諸報告書を参照しながら構成したものではないかと思われる。時報に掲載された調査については，その出典を明記していることからも，時報類を利用したことはたしかである。さらにまた，じっさいに調査にあたった人びとが，まだ身近にいたとも考えられるので，もしかしたらそうした人びとからの直接的な情報も取り入れられているかもしれない。ともあれ，調査実践の現場に比較的近い場所でまとめられたリストとして，われわれが参照するに足るものであろう。

しかし，この貴重な先行研究にも，なかには同じ調査を指しているのではないかと疑われるケースが混じっている。そうした疑いが生まれたばあいでも，文献リスト形式のために，さらなる典拠へとたどることができず，疑問を解決するに足るそれ以上の情報にとぼしいうらみがある。

4．本調査資料集成の基本方針

以上のことをふまえ，本研究においては，つぎのような方向で資料集成に向かうこととした。

第1に，年報と季報および時報に載せられている調査の情報について，ほぼその全体を取りこむ形での資料集成を試みた。すなわち，年報・季報・時報のなかでふれられている「調査」を，ひとつひとつ独立の調査としてたててみたうえで，その内容についての記事を参照できるよう資料化した。すでに論じたように，題名と刊行年・刊行主体だけの文献リストでは，内容を比較しながら，同じ調査を指すと考えられるものについてはまとめ，整

理するという作業が不可能だからである。それぞれの調査について，年報に典拠をもつ情報については，【年報】という形で記載し，季報・時報に典拠をもつ情報については，【季報】【時報】の形で記載することにした。

第2に，これまで報告書についておこなわれてきた「文献リスト形式」の情報をも，その一部として取りこむよう努力した。もちろん，3.1で論じたような文献目録として，完全なものをつくり，それを超えたという意味ではない。しかしながら本研究においては，これまでさまざまなリストで言及されている報告書をできるかぎり押さえるよう試みた。もちろん，まだ未確認・未発見のものも多いが，そのばあいは未確認であることを明示するよう心がけた。

さしあたり資料集成では，一般に調査成果の発表にあたるものをしめす→の記号を使い，こうした報告書についての情報を載せている。公刊報告書については一定の書誌的事項（発行所，発行年）を記載するとともに，調査実践にかかわる最低限の内容についても抄記するよう心がけた。

と同時に，本文中でふれられている報告書について，参照した典拠の所蔵先をつけて，最後に目録化するという形で，文献リストとしての役割も果たしうるよう試みた。

第3に，以上の集成のうえで，先行する角田氏作成の目録との対照も明らかにすべく，それぞれの調査について対応のあるものは【角田目録】の形で，そこに挙げられている情報を記載した。

そのばあい【角田目録】にありながら，年報等にないものについて，あらためて独立の項目をたて，ひとつの調査と考えた。ただし重複記載の疑いの濃いばあいは，このかぎりではない。個々の調査に関する具体的な判断について，注釈が必要と思ったばあいについては，それぞれの関連する部分で【備考】の記号のもとで注記してある。

第4に，そのようにして洗い出された全調査を，調査が開始された年月をもってならべかえ，通し番号をつけて整理することにした。順序に関しては，実地調査が終わった時期をとるか，あるいは集計業務まで含めて調査が完了した時期をとるか，さらに報告書の発行された時点でとらえるか等々の選択がありうる。しかし報告書が刊行されなかったものが多いこと，また調査の完了した時日がわからないものも多いことなどを考え，着手・開始の時期において整理することとした。なお，ここでの調査開始とは，実地調査の開始を必ずしも意味しない。予備調査，もしくは準備調査と実地調査とわかれて記載されている場合は，予備準備段階の調査の年月をとった。

ただし，現実には着手・開始の年月の明示がなく，わからないものも多い。そのばあい，典拠となった年報・季報・時報などが担当している年月によって決定した。すなわち，研究結果が時報などに載せられているだけという報告段階でしか情報がないばあいには，その時報が管掌している年月に位置づけるという形で，できるかぎり順序を設定するよう試みた。年報に載せられている以外にまったく手がかりがないようなばあいには，年度でくくって，年月がわかっている調査のあとに位置づけることにした。

第5に，【角田目録】の工夫を取り入れ，五十音順の調査索引を作成した。そのばあい，調査内容の主題をよりよく反映するように，調査の題名に一定の工夫を加えた。すなわち，年報などで掲げられている題名から「東京市」「東京市内」といった部分を削除し，研究主題が直接五十音索引にひっかかる率が高くなるようにした。そのことによって，単なる五十音索引ではない，主題索引の要素がつけ加わったと思う。【角田目録】でも，年代順に挙げている調査名と，索引の項目を変えた背後には，こうした意図があったものと思われる。

もちろん，以上のように題名を変えたことで，年報・季報・時報などとの対応関係がわかりにくいものにならないよう，原題名についてはその典拠情報の当該箇所に「　」にくくって表示するようにした。

以上の方針のもとで，本研究でリストアップされた調査は，全体として343にのぼった。なかには，小額給料生活者失業応急事業による「社会事情調査」のように，複数の調査をそのなかに含み，その部分を構成している個々の調査が，他の名前でよばれて一定の成果と対応しているような複雑な例も含まれている。それゆえに単純

表3　東京市社会局実施調査

大正9	(1920)	年度	15
大正10	(1921)	年度	19
大正11	(1922)	年度	14
大正12	(1923)	年度	8
大正13	(1924)	年度	11
大正14	(1925)	年度	14
大正15	(1926)	年度	11
昭和2	(1927)	年度	14
昭和3	(1928)	年度	17
昭和4	(1929)	年度	15
昭和5	(1930)	年度	13
昭和6	(1931)	年度	23
昭和7	(1932)	年度	24
昭和8	(1933)	年度	20
昭和9	(1934)	年度	27
昭和10	(1935)	年度	27
昭和11	(1936)	年度	32
昭和12	(1937)	年度	28
昭和13	(1938)	年度	11
計			343

な数として理解してはならないけれども，東京市社会局が発足以来，その名称を変えるまでの約20年間におこなった調査のほとんどを，ここに挙げるを得たと考えてよいと思う。

その内訳数を年度別に集計したのが，**表3**である。

5．調査の感覚 —— 下層の下視化

さて，この資料集成の書誌データには，巻頭にまとめられた写真や図版などの有無について，できるかぎり情報を載せている。というのも，調査実践の歴史において，写真という近代の新しい光学装置がどのように使われたのかは，興味ぶかい解明課題だからである。また社会地図・グラフ（図表）化をはじめ，さまざまな図版もまた，単なる報告書の編集という以上に，調査データの加工というプロセスの本質にかかわる，無視できない領域である。しかしながら，全体の分量の関係から写真そのものや図版そのものを，資料として載せることは断念せざるを得なかった。そこであらためて，書物として刊行された報告書のなかから，さまざまな意味でへだてられていたであろう下層社会へ向かった視覚的な実践を，ここに取りあげておきたい。本資料集成のなかで，下層の実態を写しだす写真を利用している報告書は，必ずしも多いとはいえない。そのなかでもっとも組織的に写真を掲げている調査報告書のひとつに，昭和9年に新市域における不良住宅密集地区の分布および内実を明らかにする目的をもって調査され，昭和11年に報告書が刊行された『東京市新市域不良住宅地区調査』（東京市社会局，昭和11年3月31日）がある。この写真を中心に，現実の下層の風景のいくつかを，写真を中心に取りあげておこう。

上図は巻頭に掲載された要保護世帯分布図（【新市域】）

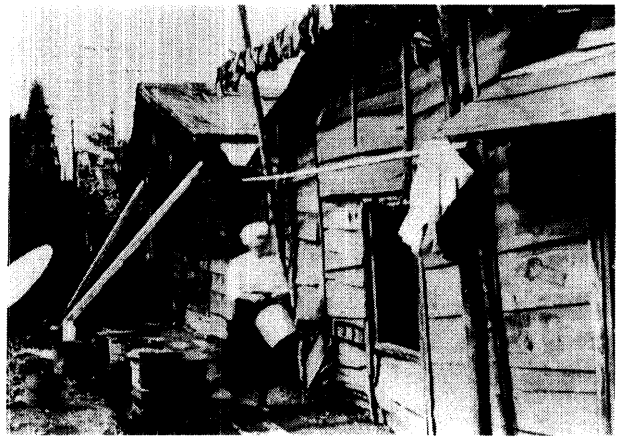

① 荒川区三河島町・第88地区（【新市域】）
報告書巻頭の写真として選ばれたもの。奥の方に見えるおそらく柱が折れて途中から傾いた壁と，それをささえる棒が目をひいたのであろう。

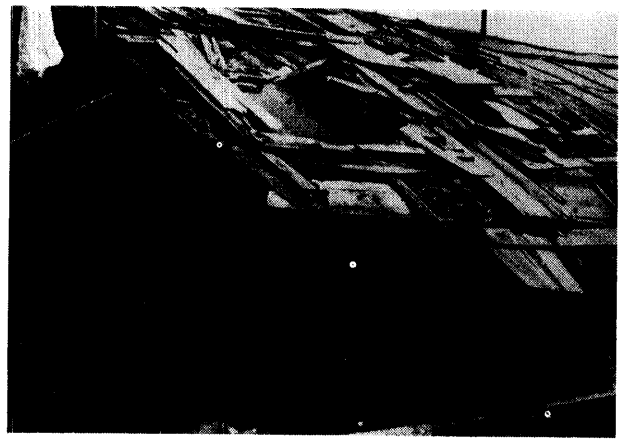

② 荒川区三河島町・同上地区（【新市域】）
「板葺の屋根」というキャプションがつけられているところをみると，この木っ端ぶきの乱雑さが目をひいたのであろう。

③ 荒川区三河島町・第91地区（【新市域】）

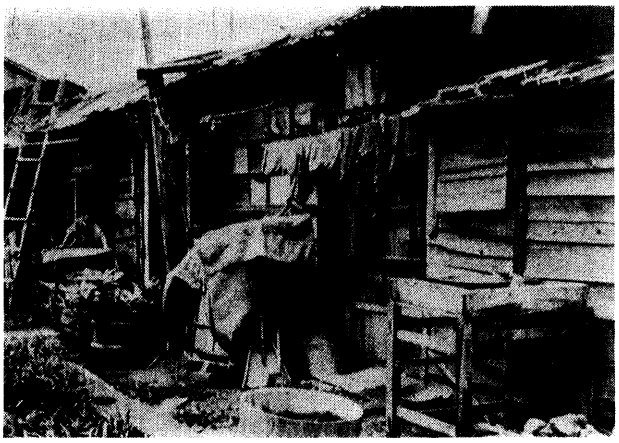

④　荒川区三河島町・同上地区（【新市域】）

⑦　葛飾区小菅町・第183地区（【新市域】）

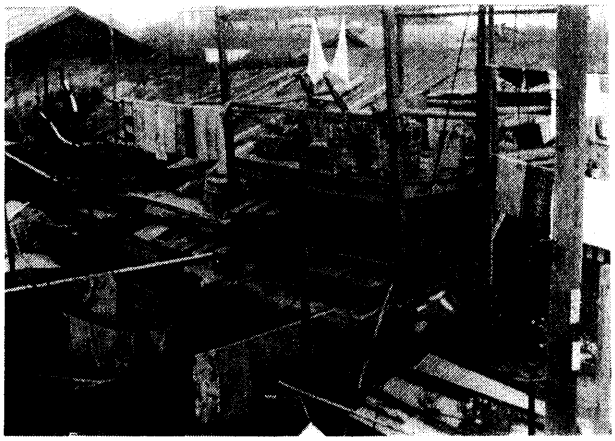

⑤　荒川区三河島町・第67地区（【新市域】）

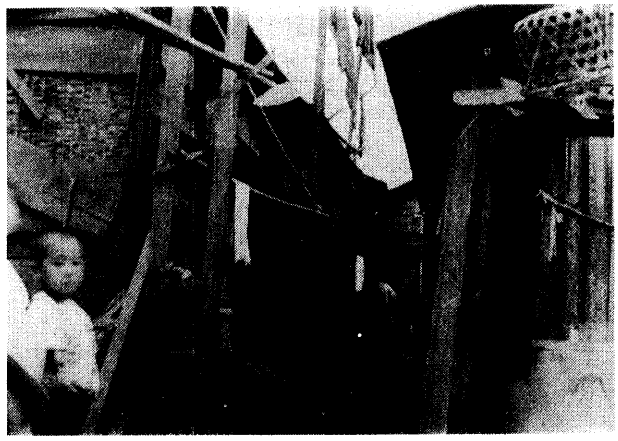

⑧　王子区豊島町・第116地区（【新市域】）

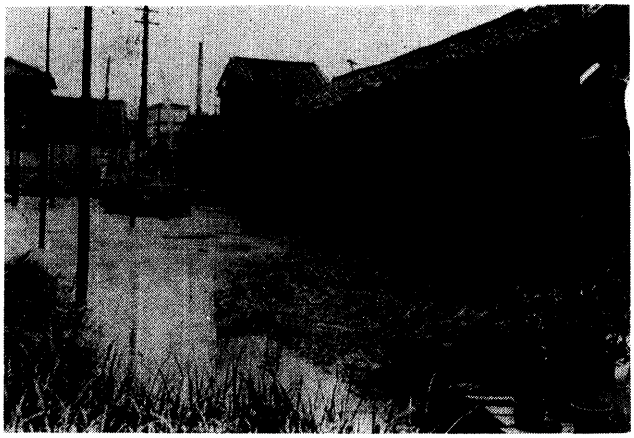

⑥　城東区大島町・第171地区（【新市域】）
報告書には「浸水家屋」というキャプションがつけられている。じっさい，画面左の部分は，水たまりが見え，それが家屋にせまっている様子が写されている。電信柱が立っているところからみて，ほんらい水があるところではないらしい。しかしながら，ちょっとしたことですぐに水浸しになってしまうのであろう。

⑨　荒川区南千住町・第77地区（【新市域】）
これも報告書の巻頭をかざっている写真のひとつである。室内にまでカメラが入り，その生活実態の一端を写しだしているのは少ない。東京府の報告書（『東京府郡部（隣接五郡）集団的不良住宅地区図集』昭和３年）のなかにあるが，それは協力者宅と思われるもの。じっさいには盗み撮りにひとしいものではなかったか。

参考までに，東京府の調査報告図表から写真を挙げておこう。府と市は，あるていどの対抗意識をもちつつも，調査のうえではかなり密接な連絡があったとの証言（磯村英一氏）もあり，新たな検討が必要であろう。

写真が調査そのものの風景を写しだしているばあいもある。たとえば，つぎに掲げたのは，『浮浪者及び残食物に関する調査』（東京市社会局，大正12年3月30日）に載せられた「浮浪少年（浅草公園電気館裏午前0時撮影）」というキャプションのある1枚である。（写真⑬）

⑩ ⑪ （参考）通称「千戸長屋」（三河島）の室内
東京市の調査では，職業の観点からとらえているものが多いが，つぎの「紙屑拾い」の写真は，『紙屑拾い（バタヤ）調査』（東京市役所，昭和10年7月）に載せられたものである。

⑫ 「紙屑拾い」

調査がおこなわれたのは，大正11年2月25日の午前0時から同日の日の出までのあいだ。住宅または宿泊に適する建物以外の場所，すなわち塵芥取り扱い場，寺社社祠の縁の下，公園のベンチ，共同便所，材料置場，橋梁下，住宅軒下などに寝ている者を対象にしたという。面白いのは右から伸びている手にもたれた，菓子とおぼしき紙のうえの品。またまん中に立つ調査員（警官か）も，菓子をもって，いままさに分けようとしている。調査報告書も，「各調査班は，菓子，煙草などを用意し，浮浪者を審訊するに際し，まずこれを見舞い品として給与する，その額は一人に付き金十五銭にあたる量である。この方法がじっさい調査上非常の便宜となった」と書き，特記している。

なお，ここで聞いた項目は，国勢調査的な項目をはじめ教育程度や健康および精神状態，また浮浪理由やそれを脱せざる理由など，かなり立ち入った質問に入りこんでいる。記入例として挙げられている調査票を挙げておこう。

さて，写真や地図だけでなく，スケッチを駆使して調査地区をとらえようとした事例もある。昭和9年7月か

⑬ 「浮浪少年」調査風景

浮浪者調査票記入例

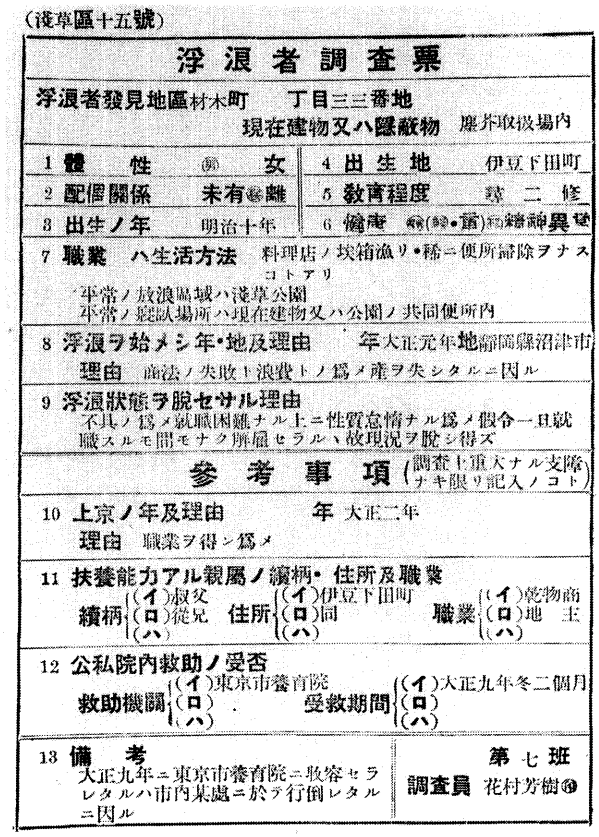

（淺草區十五號）

浮浪者調査票

浮浪者發見地區材木町　丁目三三番地
現在建物又ハ隱蔽物　塵芥取扱場内

1 體性　㊤　女　　4 出生地　伊豆下田町
2 配偶關係　未有㊥離　　5 教育程度　尋二修
3 出生ノ年　明治十年　　6 傳染　㊥(㊤・盲)㊦　精神異變
7 職業ハ生活方法　料理店ノ塵箱漁リ・稀ニ便所掃除ヲナスコトアリ
平常ノ放浪區域ハ淺草公園
平常ノ寢臥場所ハ現在建物又ハ公園ノ共同便所内
8 浮浪ヲ始メシ年・地及理由　年大正元年地靜岡縣沼津市
理由　商法ノ失敗ト浪費トノ爲メ産ヲ失シタルニ因ル
9 浮浪狀態ヲ脫セサル理由
不具ノ爲メ就職困難ナル上ニ性質怠惰ナル爲メ假令一旦就職スルモ間モナク解雇セラルヽ故現況ヲ脫シ得ズ

参考事項（調査上重大ナル支障ナキ限リ記入ノコト）

10 上京ノ年及理由　年 大正二年
理由　職業ヲ得ン爲メ
11 扶養能力アル親屬ノ續柄・住所及職業
續柄 (イ)叔父 (ロ)從兄 (ハ)　住所 (イ)伊豆下田町 (ロ)同 (ハ)　職業 (イ)乾物商 (ロ)地主 (ハ)
12 公私院内救助ノ受否
救助機關 (イ)東京市養育院 (ロ) (ハ)　受救期間 (イ)大正九年冬二個月 (ロ) (ハ)
13 備考
大正九年ニ東京市養育院ニ收容セラレタルハ市内某處ニ於テ行倒レタルニ因ル
第七班
調査員 花村芳樹㊞

ら12月まで，救護法の対象となる住宅救護の被救護世帯を調査した『被救護者に関する調査』（東京市社会局，昭和10年３月31日）である。全体のスケッチ図と，その対象地区がある地域の位置図および付近図，さらにその対象世帯の平面図を加え，さらに所在地・環境・家屋種類・建坪・家賃・灯火などの情報を概説として載せている。ここでは，そのなかから「調査世帯住宅図　３」と「調査世帯住宅図　４」とを挙げておいた。

スケッチ図では調査世帯を点線でかこみ，その全体風景のなかでの位置をしめしている。さらに興味ぶかいのは，たとえば「調査世帯住宅図　４」にみられるように，フトンやツツミ，火鉢といった生活道具を，断面図的なスケッチのなかに書き込んでいることである。これはあるいは，深川の貧民窟の風俗などを採集し，また所有全品調査といった方法を使った考現学的なスケッチの影響を論じてよいように思われる。

最後に，本資料集成にリストアップされた調査報告書のなかで，もっとも官庁報告書らしくない表紙をつけたものを紹介しておこう。『方面　愛の雫』（東京市社会局，大正14年８月10日）である。これは方面委員それぞれが扱った救護事件について，実例集として編まれたもので，100を超える事例が集められている。表紙は青とオレンジ色を使ったカラー印刷で，モダンな女性をえがく。こうしたモダニズムを感じさせるデザイン意識が，表紙をかざった調査もまた，東京市社会局調査の１側面をものが

調査世帯住宅図　３

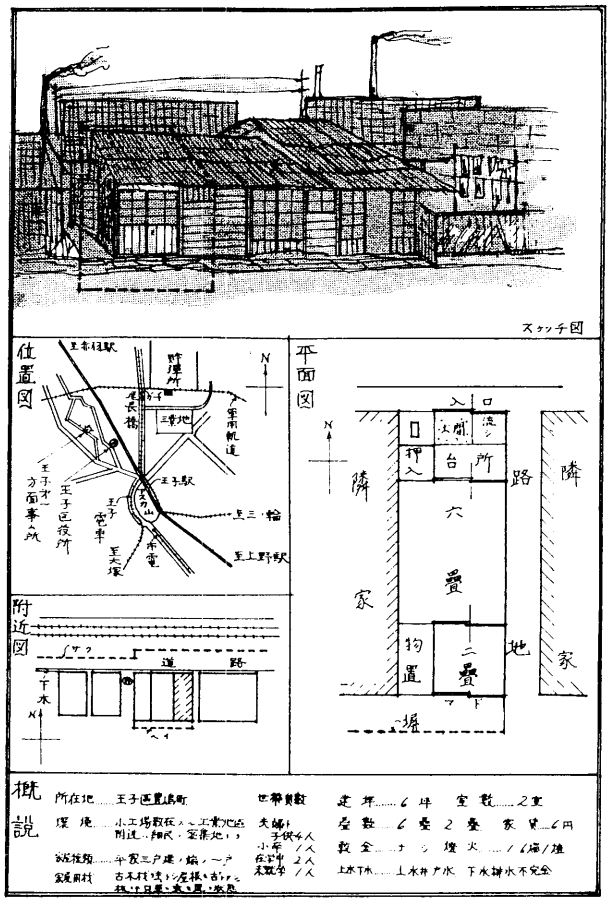

調査世帯住宅図　４

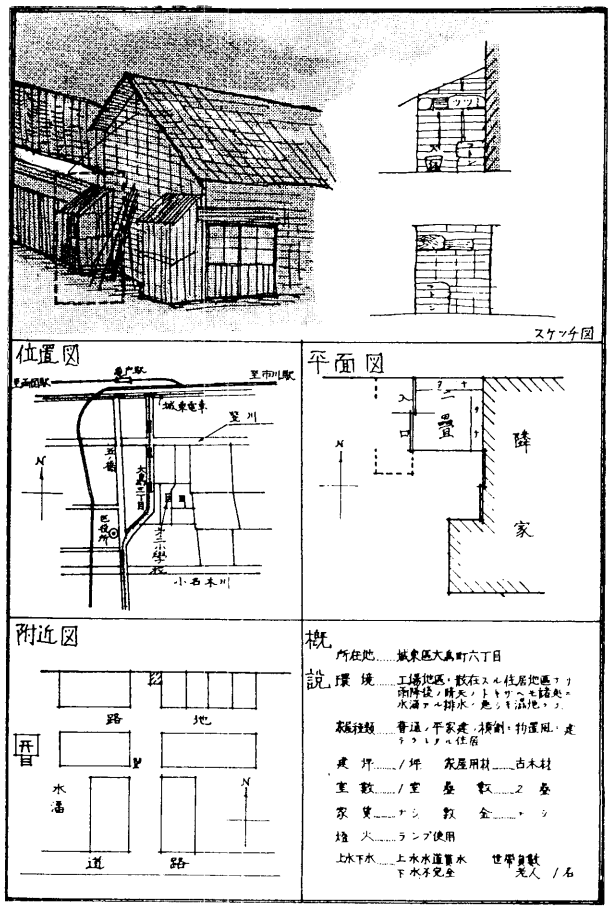

たるものであろう。

6．今後の課題

最後にこの資料集成の限界をふまえ，本研究がこころざす「社会調査実践」の対象化に向けて，今後の資料的な課題についてふれておきたい。

第1に，この資料集成において確かめられていない部分について，さらに補ってゆく必要がある。とりわけ，調査報告書の存在が別な資料で指摘されていながら，まだ確認できていないような事例については，現物を探しだしうる可能性は高い。

第2に，東京府の社会局の調査において，同じような資料集成が試みられる必要がある。というのも，本研究過程のなかのヒアリングにおいて，磯村英一氏は，東京市の調査実践が，東京府との協力や分担のもとでなされていたことを証言している。とするならば，東京府の社会局調査がどのような拡がりをもったかについての対象化は，本資料集成の解読にとっても重要となろう。

第3に，東京市の他の部局がおこなった調査についても，資料的な対照をおこなうことは，本資料の足らない部分を補うことになろう。とりわけ統計局などがおこなっている調査は，かなり密接な主題のものが多い。これらのあいだで，どのような分担関係が設定され，また方法意識のちがいがあったのかについても，今後の資料的な課題となろう。

第4に，東京市以外の諸市，とりわけ大阪市・京都市をはじめ，名古屋などいくつかの地方中核都市において都市社会政策に関する調査がおこなわれてきている。もちろん府と市の関係などは，東京のばあいと同じく，かなり密接なものであろうから，そのあたりに注意しながら他の地方自治組織の社会局調査について，基礎的な資料集成がなされたとき，「社会調査」をめぐる大きなコンテクストが把握できるようになろう。

第5に，なかでも無視できないのは，国レベルの動きとの対応である。内務省社会局が主導し，各市に請け負わせた調査も，この資料集成のなかからうかがうことができるけれども，大きな方向を決めているものとして国レベルの動きは無視できない。しかしながら，内務省社会局についても，全体を押さえて利用しうる資料の集成や解読がすすんでいるとはいえない段階ではないだろうか。

これらの資料的な課題は，基礎研究に属するものであるが，それらのしっかりとした基礎のうえにのみ，歴史研究がきずかれうることは論をまたない。本研究は，その小さな1歩である。

〈研究組織〉

東京市社会局調査研究会

主査	佐藤　健二	法政大学社会学部助教授
委員	井腰　圭介	西東京科学大学理工学部専任講師
〃	内田　雄造	東洋大学工学部教授
〃	大串　夏身	東京都立中央図書館
〃	大月　隆寛	東京外国語大学助手
〃	大本　圭野	東京経済大学教授
〃	小川徹太郎	国立歴史民俗博物館共同研究員
〃	重信　幸彦	筑波大学助手
〃	竹中　英紀	東京市政調査会
〃	中川　　清	日本女子大学助教授
〃	吉見　俊哉	東京大学新聞研究所助教授